

特殊詐欺の被害防止を目的とした キャッシュカードによるお振込の一部制限について

近年、高齢者を狙った特殊詐欺事件が全国で多発しており、なかでも払い過ぎた税金や保険料の還付を口実として、ＡＴＭへ誘導し預金を振り込ませて騙し取る“還付金詐欺”の被害が急増しています。

当金庫では、お客さまがこのような被害に遇われることを未然に防ぐため、下記のとおりキャッシュカードによるお振込を一部制限させていただくこととしました。

お客さまにはたいへんご不便をおかけしますが、大切な預金をお守りすることを目的としたものであり、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 対象となる方

当金庫および他金融機関のＡＴＭにおいて、過去３年以上キャッシュカードによるお振込を利用されていない７０歳以上のお客さま

2. 制限内容

上記１に該当するお客さまは、ＡＴＭからキャッシュカードによるお振込ができません。

なお、キャッシュカードによるお振込を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口までお申し付けください。ご本人さまであることを確認のうえ、お振込ができるように手続きさせていただきます。

3. 開始日

平成２９年 １月１２日（木）より

4. その他

キャッシュカードによる振込以外のお取引（お預入れ・お引出しなど）については、従来どおりご利用いただけます。

以上

ご不明な点がございましたら、お近くの当金庫窓口までお問い合わせください。